

【NOMA行政管理講座(大阪)開催のご案内】

オンライン中継対応講座

地方自治体における訴訟手続と訴訟実務

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

本会の事業活動には、平素より格別のご支援ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、地方分権の進展や市民の権利意識の高まりに伴い、地方自治体をめぐる訴訟は増加しております。このような状況の中、各自治体の法務担当者・訟務担当者は、争訟処理能力の向上と紛争解決に関する実務知識がますます求められています。また、裁判にあたっては訴訟代理人（弁護士）との連携が必要であり、業務を円滑に進めるためには、裁判の手続きを押さえたうえでの対応が不可欠です。

そこで本講座では、新任担当者および訴訟事務について再確認をしたい担当者を対象に、自治体訴訟の基礎をわかりやすく実務に即して解説いたします。

公務ご多忙の折とは存じますが、この機会に多数の方々のご参加をお願い申し上げます。

敬 具

記

日 時： 令和5年5月22日(月) 13:00～17:00
5月23日(火) 9:30～15:30

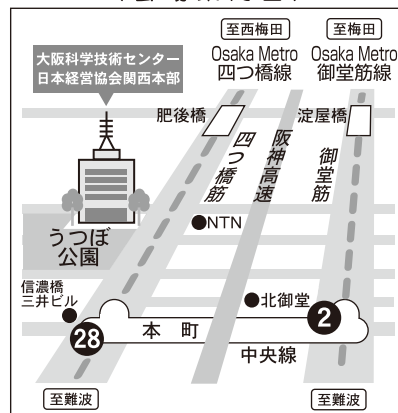
会 場： 本会専用教室 (大阪市西区靱本町1-8-4)
大阪科学技術センタービル内)

講 師： 神戸市文化スポーツ局 担当部長 古田 隆 氏
(元行財政局法務課長)
神戸中央法律事務所 弁護士 藤原 孝 洋 氏

参加料：	参加料	消費税	合計
(負担金)			
本会会員(1名)	31,000円	3,100円	34,100円
一 般(1名)	34,000円	3,400円	37,400円

※銀行振込の手数料は貴団体にてご負担ください。

〈会場案内図〉



- 大阪方面よりお越しの場合
- ▶ 四つ橋線「本町」駅下車(28号出口)北へ徒歩5分
- 新大阪方面よりお越しの場合
- ▶ 御堂筋線「本町」駅下車(2号出口)西へ徒歩8分
- なんば方面よりお越しの場合
- ▶ 四つ橋線「本町」駅下車(28号出口)北へ徒歩5分
- ▶ 御堂筋線「本町」駅下車(2号出口)西へ徒歩8分

オンライン中継参加者

キャンセル： 講座のテキスト資料到着後(約開催5営業日前)のキャンセルについては、参加料の100%を申し受けます。なお、当日までご連絡なくご欠席の場合も、100%のキャンセル料となります。

お申込みの流れ：
①裏面の申込要領をご確認のうえ、開催の8営業日前までにお申込みください。
②開催の約5営業日前を目途に、お申込み時の住所宛にテキストを郵送いたします。
③開催の約3営業日前を目途に、お申込み時のメールアドレスへ「視聴登録URL」を送信いたします。
④受講要領に従って視聴登録の上、Zoomの視聴環境をご準備ください。

会場参加者

キャンセル： 開催日の3営業日前から前日までのキャンセルは参加料の30%、開催日当日のキャンセルは、参加料の100%を申し受けます。なお、当日までにご連絡なくご欠席の場合も、100%のキャンセル料となります。

お申込みの流れ： 裏面の申込要領をご確認のうえ、お申込みください。

お申込みお問合せ先： 一般社団法人 日本経営協会 関西本部 企画研修グループ (担当：原)

〒550-0004 大阪市西区靱本町1-8-4 大阪科学技術センタービル5階
TEL 06(6443)6962(直通) FAX 06(6441)4319 メールアドレス ksosaka@noma.or.jp
URL https://www.noma.or.jp (※お問合せは、月～金曜日の9:15～17:15にお願いいたします)

▶ プログラム ◀

【1日目】自治体職員目から見た訴訟実務（担当：古田氏）

1. 訴え提起をされた場合の対応

- (1) 訴状への対応
- (2) 期日の傍聴
- (3) 証人尋問・本人尋問
- (4) 和解勧告
- (5) 判決対応
- (6) 控訴審・上告審

～講師から～

訴状は突然届きます。顧問弁護士がいる自治体でも、職員がまず対応すべき事項があります。また、職員が証人となる場合には必要な内部手続があります。和解や上訴に当たっては議会の議決を得る必要があります。こうした自治体職員として必要な応訴対応をご説明します。

2. 訴え提起等をする場合の対応

- (1) 職員だけで訴え提起等を行う場合
- (2) 弁護士に委任する場合

～講師から～

滞納の問題を抱えていない自治体はありません。強制徴収できる地方税などと異なり、給食費、学童保育料、各種貸金の償還金、多くの施設の使用料等は民事手続をとらなければいけません。しかし、各滞納額が多額とはいえない場合、弁護士に委任するとコストがかりすぎてしまうので、職員だけで訴え提起等することも考えなければなりません。このほか、土地建物の明渡請求など必要な提訴等の対応をご説明します。

3. その他

～講師から～

1. 2のほか、住民訴訟特有の対応、職員個人が訴えられた場合の対応、争訟事務と文書審査事務の一体的対応などについてお話しします。

講師紹介

神戸市文化スポーツ局 担当部長
(元行財政局法務課長)

古田 隆 氏

神戸市入庁以来、通算24年自治体法務に従事。外郭団体への派遣人件費に係る住民訴訟(最高裁平成24年4月20日判決)、空港建設や保育所の民間移管に係る訴訟など多数の訴訟に関与し、債権回収訴訟や一部の行政事件訴訟などでは指定代理人もつとめた。修士(学術)。庁内研修のほか、甲南大学法科大学院や岡山大学法科大学院の研究会などでも講師を経験。また、「判例地方自治」(ぎょうせい刊)では「はんれい最前線」を藤原弁護士と共同執筆している。

神戸中央法律事務所副所長 弁護士 藤原 孝洋 氏

平成13年に弁護士登録。甲南大学法科大学院准教授。平成28年度兵庫県弁護士会副会長。神戸中央法律事務所入所以来、現在まで神戸市、兵庫県などの自治体から数多くの訴訟や相談案件を受任している。平成22年度から平成26年度まで、神戸市の非常勤嘱託の法務監理役に就任し、庁内からの相談、議案等重要文書の審査のほか、庁内向けセミナーの講師をさまざまなテーマで実施。また、「判例地方自治」(ぎょうせい刊)では「はんれい最前線」を神戸市の古田氏と共同執筆している。

【2日目】弁護士目から見た訴訟実務（担当：藤原氏）

1. 法による解決の仕組み

- (1) 法律による解決
- (2) 結論が、必ずしも1つではない理由

～講師から～

法律家は、法的三段論法という手法を用いて、紛争の解決にあたっています。法的三段論法を用いるにあたって必要となる「法の解釈」や「事実のあてはめ」といったことを説明しながら、法による解決の仕組みをお話します。

2. 訴訟手続の流れ

- (1) 訴訟提起（訴訟提起の際の検討事項）
- (2) 第1回口頭弁論期日
- (3) 弁論期日
- (4) 弁論準備期日
- (5) 証拠調べ期日
- (6) 判決、判決後対応

～講師から～

訴訟の結論となる判決を得るまでには、訴えの提起、口頭弁論、証拠調べ手続といった過程を経る必要があります。訴訟における各過程において、知っておくべき基礎知識を説明するとともに、訴訟の対応については、弁護士に依頼するとしても、自治体職員としてどのような関与が可能か、弁護士がどのような援助を求めているかを弁護士の目から見てお話しします。

3. 事実認定の仕組み

- (1) 証拠裁判主義（証拠による事実の認定）
- (2) 証拠による事実認定の仕組み
- (3) 証拠方法の全体像（5種類の証拠方法）
- (4) 人証の証拠調手続
- (5) 物証の証拠調手続
- (6) 立証責任

～講師から～

裁判においては、基本的には、証拠により認定できる事実のみを前提として、判断がなされます。ところが、事実を認定する証拠は、訴訟の対応にあたっている弁護士の周りにはあるわけではなく、現場で活動されている自治体の職員の皆さんの周りにこそあるのです。そこで、証拠による事実認定の仕組みをお話しし、証拠集めに役立てていただきたいと思えます。

4. 訴訟を見据えた事前の対応

- (1) 陳述書
- (2) 証人尋問について

～講師から～

訴訟は、予期せず皆さんの担当課でも、生じるかもしれません。そうした事態に備えて日頃からできることはないか、さらには、そうした事態になって、証人となった場合、どのようなことを考える必要があるか等を説明します。

(40)

▶ 申込要領 ◀

WEBお申込みの流れ

- ① 一般社団法人日本経営協会 ホームページ
<https://www.noma.or.jp>
- ② 「セミナー／講座」を選択
- ③ 「セミナーを探す」よりカテゴリーを選択
- ④ ご希望セミナーを検索
- ⑤ セミナー詳細の「WEB申込」からお申込み
- ⑥ お申込み後、確認メールが届きます
- ⑦ お申込み完了

【留意事項】

- ・ご参加者が定員を超えた場合や同業の方からのお申込みはお断りする場合がございます。
- ・ご参加者が少人数の場合、天災の場合などにおいては中止または延期させていただく場合がございます。
- ・参加申込みの方がご都合の悪い場合は、代理の方にご出席いただきますようお願いいたします。
- ・著作権保護の観点から、セミナーの録音・録画や資料の複製は固くお断りいたします。

(以下、オンライン中継のみ)

- ・視聴URLはセミナー参加者のみ利用可能とし、再配布・複数名での視聴を禁止いたします。
- ・ネット回線・システムトラブル等による視聴の遅滞・中断等について、返金できかねますのでご了承ください。

お申込受領後、請求書と参加券をご連絡担当者までお送りいたします。
開催5日前までに参加券が届かない場合は、恐れ入りますがご連絡ください。